~令和5年度税制改正による電子帳簿等保存制度の見直し~

来年1月からスタートする電子帳簿等保存制度。電子 取引データの保存については理解を深めていかなけれ ばなりません。本セミナーでは、電子帳簿等保存制度の 概要や具体的な対応について分かりやすく解説いたしま す。皆様のご参加をお待ちしております。

2023年 6月2日(金) $14:00 \sim 16:00$

小糸公民館 講義室

(君津市糠田 55)

受講料 参加無料 (会員非会員問わず)

30 名(先着順)

(※定員になり次第、締め切らせていただきます)

■お申込み方法(申込締切 5月25日)

下記申込書に必要事項をご記入頂き、

FAX 又は右 WEB フォームより お申し込みください。



君津商工会議所 小糸·清和地区

〈講師〉

ほし ただし 叡 K.

税理士法人トリプル・ウイン顧問 税理士 行政書士



駒澤大学大学院経営経済学研究科 卒業後 公認会計士事務所·税理士 事務所勤務を経て昭和56年5月:星晴喜税理士事務所開業、実務経験を積 みながらクライアントを増やし、傍ら全国の法人会・経済団体の研修講師として も活躍の場を広げ、現在は"誰もが避けて通れない相続"をメインテ サルティングや講演活動を精力的に行っている。 講座内容

- 1.電子帳簿等保存制度とは
- 2.電子帳簿等保存制度に関する改正内容
 - ① 電子帳簿等保存(区分①)に関する改正事項
 - ② スキャナ保存(区分②)に関する改正事項
 - ③ 電子取引(区分③)に関する改正事項
- 3.電子取引データ保存制度における保存要件
 - ① 真実性の要件 ② 可視性の要件
- 4.電子取引に係るデータ保存対象の有無
 - ① 原則的な取り扱い
 - 主な電子取引情報の保存方法
 - 3 押印書類の控えの保存方法
- 5.電子取引のデータ保存の事例での確認
 - ① 電子取引制度とFAXについて
 - ② ネットバンキング等の対応
 - ③ クレジットカードの利用(ETC の利用)
 - ④ インターネット通販の取引情報の保存方法
- 6.電子取引のデータ保存制度の新たな猶予措置の創設
 - ① 新猶予措置の適用者
 - ② 売上高 5,000 万以下の事業者
 - ④ みなし規定(上記以外の事業者)
 - ④ 優良な電子帳簿の対象帳簿の合理化・明確化

【ご参加される皆さまへ】

-発熱や風邪等の症状がある方、体調の悪い方のご参加はお控えください。 セミナー実施に当たりましては、会場の換気・ソーシャルディスタンスに配慮した配席・参加者席の事前消毒・消毒用アルコールの設置等に 努めて参ります。

君津商工会議所 行 FAX:0439-52-0177 問い合わせ TEL:0439-52-2511 君津商工会議所 鈴木

事業所	会員·非会員	TEL	
住 所	(〒 -)	E-mail	
参加者名	※複数名お申し込み可能		